

メディア委員会 御中  
(提出先：メディア工房)

### メディア工房貸出機器 対象者登録申請書

下記のとおり、メディア工房貸出機器の貸出対象者の登録を申請します。

申請日	年 月 日	※事務記入欄	
学部		整理番号	
担当教員名 (申請者)		受理担当者	登録担当
授業名			
授業学期	<input type="checkbox"/> 通年 <input type="checkbox"/> 1期 <input type="checkbox"/> 2期	授業曜日/時限	曜 限
授業教室 (6号館地下3教室 以外の場合)			
登録人数	人		
以下の注意事項を確認の上、間違いがなければチェックをしてください。 <input type="checkbox"/> 確認しました。			
<b>【注意事項】</b>			
<ul style="list-style-type: none"><li>課題制作及び修得内容の実践に AV 機器の使用が必要な授業に限り申請できます。</li><li>本年度ご担当になる授業の履修者のみ登録できます。</li><li>登録の有効期間は、当該授業の授業期間(定期試験期間含む)と授業期間に挟まれる長期休暇期間及び直後の長期休暇期間です。(1期授業：夏季休暇期間／2期授業：冬季・春季休暇期間／通年授業：夏季・冬季・春季休暇期間)</li><li>点検維持管理のため長期休暇期間中に1週間程度の貸出不可期間を設ける場合があります。</li><li>学生への機器の操作法および使用上の注意については、授業中に十分ご指導くださるようお願いいたします。</li><li>貸出規則違反者に対し1週間の使用停止を含むペナルティを設けています。</li><li>破損、紛失があった場合の原状復帰費用は、原則として使用者の負担とします。</li></ul>			

※登録する学生(学籍番号、氏名)の一覧を必ず添付してください。